

指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
⑥	無期限
平成 18 年 2 月 13 日から	
平成 28 年 2 月 12 日まで	

基監発第 0213003 号

平成18年2月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」の一部改正について

平成元年３月２７日付け基監発第９号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」については、平成１４年２月にタクシーの需給調整規制が廃止された以降のタクシー運転者の労働条件の実施等にかんがみ、別表右欄を左欄のとおり改正し、平成１８年４月１日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施を図られたい。

別表

改正後	現 行
基 監 発 第 9 号 平成元年 3 月 27 日 改正 基 監 発 第 9 号 平成 9 年 3 月 26 日 " 基監発第 0213003 号 平成 18 年 2 月 13 日	基 監 発 第 9 号 平成元年 3 月 27 日 改正 基 監 発 第 9 号 平成 9 年 3 月 26 日
都道府県労働局長 殿	都道府県労働基準局長 殿
厚生労働省労働基準局監督課長	労働省労働基準局監督課長
自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について	自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について
自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の実施については、警察機関からの通報については昭和 55 年 9 月 30 日付け基発第 534 号「自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報について」(以下「警察通報通達」という。)により示されており、また、<u>地方運輸機関</u>との相互通報制度については平成元年 3 月 27 日付け基発第 145 号「自動車運転者の労働条件改善のための地方運輸機関との相互通報制度について」(以下「運輸通報通達」という。)により示されたところであるが、それらの運用に当たっては、下記により、効果的な実施を図られたい。	自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の実施については、警察機関からの通報については昭和 55 年 9 月 30 日付け基発第 534 号「自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報について」(以下「警察通報通達」という。)により示されており、また、<u>陸運関係機関</u>との相互通報制度については平成元年 3 月 27 日付け基発第 145 号「自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度について」(以下「陸運通報通達」という。)により示されたところであるが、それらの運用に当たっては、下記により、効果的な実施を図られたい。 なお、昭和 55 年 9 月 30 日付け基監発第 23 号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。
記	記
第 1 <u>地方運輸機関</u>との通報制度の運用について 1 <u>運輸通報通達</u>記の 2「通報の方法」について 都道府県労働局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、また、関係地方運輸局長へ通報する場合には、別紙様式 1	第 1 <u>陸運関係機関</u>との通報制度の運用について 1 <u>自動車運転者の労働条件改善のための陸運関係機関との相互通報制度の運用について</u> (1) <u>陸運通報通達</u>記の 2「通報の方法」について 都道府県労働基準局長は、管下の労働基準監督署長からの監督結果等の報告を取りまとめ、また、関係地方運輸局長へ通報する場合には、別

「自動車運転者の労働条件改善のための通報書」により行うこと。

2 運輸通報通達記の3「通報事案」について

「道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがある」ものとして、次に掲げる事項についてはこれを通報すること。

(1) [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

(2) [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

紙様式 1 「自動車運転者の労働条件改善のための通報書」により行うこと。

(2) 陸運通報通達記の3「通報事案」について

「道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがある」ものとして、次に掲げる事項についてはこれを通報すること。

イ [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

ロ [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

[REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

⑥ [REDACTED]

(3) [REDACTED]

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

⑥ [REDACTED]

(4) [REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

⑥ [REDACTED]

△ [REDACTED]

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

⑥ [REDACTED]

— [REDACTED]

①

②

③

④

(5)

(6)

(7)

3 運輸通報通達記の4「通報事案の処理」について

(1)

(2) 監督結果の回報は、別紙様式2により行うこと。

4 運輸通報通達記の5「地方運輸機関との連携」について

地方運輸機関とは、次に掲げる事項につき相互に情報を交換するよう努めること。

(1) 一せい監督の実施結果等自動車運送事業に係る監督の一般的情報

(2) 監督の過程において、労働条件と関連し道路運送法及び貨物自動車運送事業法上問題があると認められた事項

(3) 地方運輸機関の自動車運送事業に対する監査等のうち労働条件に関連のあるものの状況

(4) その他本制度の実効を高めるために必要な事項

①

②

③

④

ホ

ハ

(3) 陸運通報通達記の4「通報事案の処理」について

イ

ロ 監督結果の回報は、別紙様式2により行うこと。

(4) 陸運通報通達記の5「陸運関係機関との連携」について

陸運関係機関とは、次に掲げる事項につき相互に情報を交換するよう努めること。

イ 一せい監督の実施結果等自動車運送事業に係る監督の一般的情報

ロ 監督の過程において、労働条件と関連し道路運送法及び貨物自動車運送事業法上問題があると認められた事項

ハ 陸運関係機関の自動車運送事業に対する監査等のうち労働条件に関連のあるものの状況

ニ その他本制度の実効を高めるために必要な事項

2 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に基づく通報制度の運用について

土砂等を運搬する大型自動車に係る通報については、昭和 43 年 1 月 22 日付け基監発第 1 号「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の施行に關し留意すべき事項について（解説）」によりその運用を図ってきたところであるが、自今同通達記の 5 の (2) 及び (3) を、

(2) 当面は、次に該当するものについて通報すること。

イ
ロ

(3) 労働基準監督署長からの報告は、次の区分により別紙 1 の様式で都道府県労働基準局長あて行うこと。

イ
ロ

と改正し、また、同通達記の 8 の (7) の①の の項のうち、
を、 と改正したので、これにより運用すること。

第 2 警察機関からの通報について

1 警察通報通達記の 3「通報を受ける事案」について

警察機関からは、自動車の運転を主たる業務とする自動車運転者の就業中の過労運転事案（道路交通法第 66 条違反）のうち、次に該当するものについて通報を受けるものであること。

- (1) 自動車の使用者等による下命・容認（道路交通法第 75 条第 1 項第 4 号違反）があり、当該下命・容認が労働基準法に違反し、又は同法等の趣旨からみて不当と思料されるもの。
- (2) その他労働基準法に違反し、又は同法等の趣旨からみて不当な労働条件に起因すると思料されるもの。

2 警察通報通達記の 4「通報を受けた事案の処理」について

- (1) 警察機関からの通報は、別紙様式 3 により当該事案の発生地を管轄する都道府県警察本部長から当該都道府県労働局長あて通報されることとなっているので、当該都道府県労働局長は、通報を受けた事案が当該都道府県労働局管内の事業場である場合には、当該事業場を管轄する労働基準監督署長に対して事案の処理を指示し、また、当該事案が当該都道府県労働局管内の事業場でない場合には、当該事業場を管轄する都道府県労働局長あて事案を移送することとし、移送を受けた都道府県労働局長は、当該事業場を管轄する労働基準監督署長に対して事案の処理を指示すること。

第 2 警察機関からの通報について

1 警察通報通達記の 3「通報を受ける事案」について

警察機関からは、自動車の運転を主たる業務とする自動車運転者の就業中の過労運転事案（道路交通法第 66 条違反）のうち、次に該当するものについて通報を受けるものであること。

- (1) 自動車の使用者等による下命・容認（道路交通法第 75 条第 1 項第 4 号違反）があり、当該下命・容認が労働基準法に違反し、又は同法等の趣旨からみて不当と思料されるもの。
- (2) その他労働基準法に違反し、又は同法等の趣旨からみて不当な労働条件に起因すると思料されるもの。

2 警察通報通達記の 4「通報を受けた事案の処理」について

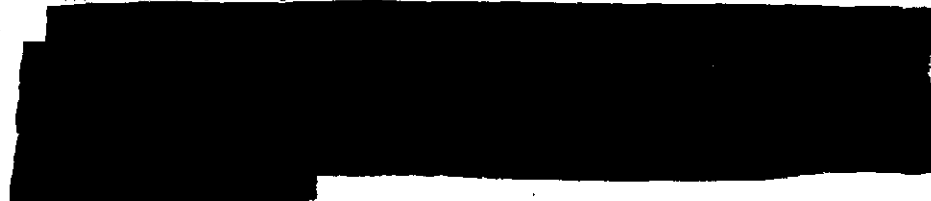
- (1) 警察機関からの通報は、別紙様式 3 により当該事案の発生地を管轄する都道府県警察本部長から当該都道府県労働基準局長あて通報されることとなっているので、当該都道府県労働基準局長は、通報を受けた事案が当該都道府県労働基準局管内の事業場である場合には、当該事業場を管轄する労働基準監督署長に対して事案の処理を指示し、また、当該事案が当該都道府県労働基準局管内の事業場でない場合には、当該事業場を管轄する都道府県労働基準局長あて事案を移送することとし、移送を受けた都道府県労働基準局長は、当該事業場を管轄する労働基準監督署長に対して事案の処理を指示すること。

- (2) 警察機関から通報を受けた場合には、前記第 1 の 1 の(3)で示した監督指導を要しない事案のものを除き、速やかに監督指導を実施し、所要の措置を講ずること。



- (3) 監督指導結果の回報については、当該事案を処理した都道府県労働局長が、通報庁である当該事案の発生地を管轄する都道府県警察本部長あて、別紙様式 4 により速やかに行うこと。

- (2) 警察機関から通報を受けた場合には、前記第 1 の 1 の(3)で示した監督指導を要しない事案のものを除き、速やかに監督指導を実施し、所要の措置を講ずること。



- (3) 監督指導結果の回報については、当該事案を処理した都道府県労働基準局長が、通報庁である当該事案の発生地を管轄する都道府県警察本部長あて、別紙様式 4 により速やかに行うこと。

自動車運転者の労働条件改善のための通報書

様式 1

第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿
(沖縄総合事務局長)
(運輸支局長経由)
労働局長 殿

労働局長
労働基準監督署長

自動車運転者の労働条件改善を図るため、次のとおり通報する

通報事業場	名 称	
	所在地	
労働基準法 違反等の内 容	使用者職氏名	
	違反条項等	
	主な条項等に 関する違反等 の事実の概要	
	意見（違反等 の程度等）	
監督の過程において、道 路運送法及び貨物自動車 運送事業法の運行管理に 関する規定上、問題があ ると認められる事項（乗 務記録、運行記録等の不 整備）		
備 考		
取扱監督署	文書番号	平成 年 月 日 第 号

自動車運転者の労働条件改善のための通報書

様式 1

第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿
(沖縄総合事務局長)
(陸運支局長経由)
労働基準局長 殿

労働基準局長
労働基準監督署長

自動車運転者の労働条件改善のための労働基準監督機関と陸運関係機関との
相互通報に関する覚書に基づき、次のとおり通報する。

通報事業場	名 称	
	所在地	
労働基準法 違反等の内 容	使用者職氏名	
	違反条項等	
	主な条項等に 関する違反等 の事実の概要	
	意見（違反等 の程度等）	
監督の過程において、道 路運送法及び貨物自動車 運送事業法の運行管理に 関する規定上、問題があ ると認められる事項（乗 務記録、運行記録等の不 整備）		
備 考		
取扱監督署	文書番号	平成 年 月 日 第 号

第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿
(沖縄総合事務局長)
(運輸支局長経由)
労働局長 殿

労働局長
労働基準監督署長

平成 年 月 日付け 第 号をもって通報のあった事業場に対し、次のとおり措置を行ったので通知する。

通報事業場	名 称	
	所在地	
	TEL	
監督結果の概要	使用者職氏名	
	監督年月日	平成 年 月 日
	措 置	是正勧告・指導・送検
	違反条項等	
	その他	

第 号
平成 年 月 日

運輸局長 殿
(沖縄総合事務局長)
(陸運支局長経由)
労働基準局長 殿

労働基準局長
労働基準監督署長

自動車運転者の労働条件改善のための相互通報に関する覚書第1号の規定により平成 年 月 日付け 第 号をもって通報のあった事業場に対し、次のとおり措置を行ったので通知する。

通報事業場	名 称	
	所在地	
	TEL	
監督結果の概要	使用者職氏名	
	監督年月日	平成 年 月 日
	措 置	是正勧告・指導・送検
	違反条項等	
	その他	

第 号
平成 年 月 日労働局長 殿

警察本部長

自動車の運転を主たる業務として雇用された事業者運転者による過労運転事案について、次のとおり通報する。

運 転 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	Tel
事 業 者	氏 名 (名 称)	
	所 在 地	Tel
事 案 の 概 要		
備 考		

第 号
平成 年 月 日労働基準局長 殿

警察本部長

自動車の運転を主たる業務として雇用された事業者運転者による過労運転事案について、次のとおり通報する。

運 転 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
事 業 者	氏 名 (名 称)	
	所 在 地	
事 案 の 概 要		
備 考		

様式4

第 号
平成 年 月 日警察本部長 殿
労働局長 殿労働局長
労働基準監督署長貴警察本部から平成 年 月 日付け 第 号をもって通報のあった
事業場に対し、次のとおり措置を行ったので通知する。

通報事業場	名 称	
	所 在 地	Tel
	使用職氏名	
監督結果の概要	監督年月日	平成 年 月 日
	措 置	是正勧告・指導・送検
	違反条項等	
	そ の 他	

様式4

第 号
平成 年 月 日警察本部長 殿
労働基準局長 殿労働基準局長
労働基準監督署長貴警察本部から平成 年 月 日付け 第 号をもって通報のあった
事業場に対し、次のとおり措置を行ったので通知する。

通報事業場	名 称	
	所 在 地	Tel
	使用者職氏名	
監督結果の概要	監督年月日	平成 年 月 日
	措 置	是正勧告・指導・送検
	違反条項等	
	そ の 他	